

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書の訂正報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年6月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社ヤマダホールディングス |
| 【英訳名】 | YAMADA HOLDINGS CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼CEO 山田 昇 |
| 【本店の所在の場所】 | 群馬県高崎市栄町1番1号 |
| 【電話番号】 | 0570(078)181(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼専務執行役員CFO 古谷野 賢一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 群馬県高崎市栄町1番1号 |
| 【電話番号】 | 0570(078)181(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼専務執行役員CFO 古谷野 賢一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年6月27日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(6) 本割当株式の処分期日

3【訂正箇所】

訂正箇所には、 (下線)を付して表示しております。

2 報告内容

(4) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(訂正前)

<前略>

譲渡制限期間

2025年7月26日(以下「本処分期日」といいます。) ~2085年7月25日

<後略>

(訂正後)

<前略>

譲渡制限期間

2025年7月25日(以下「本処分期日」といいます。) ~2085年7月24日

<後略>

(6) 本割当株式の処分期日

(訂正前)

2025年7月26日

(訂正後)

2025年7月25日